

## 宮城県多重債務無料相談会 実施要領

### 1 目的

深刻な社会問題となっている多重債務問題の解決に向け、住民から最も身近な地方自治体において債務整理や生活再建を支援するため、無料相談会を実施し、潜在的な多重債務者が相談窓口を訪れる機会を提供する。

また、今回の相談会を通じて相談機関と法律専門家との一層の連携を図り、行政における今後の多重債務者からの相談対応機能の向上に資することを目的とする。

### 2 概要

県内7か所において、多重債務に関する無料相談会を開催する。

- (1) 相談日時 平成20年7月14日(月)～19日(土) ※ 各地の日程は別表のとおり  
午前9時30分～午後4時30分(法律相談は午前10時～午後4時)
- (2) 相談会場 県内7か所(県合同庁舎等) ※ 詳細は別表のとおり
- (3) 相談対応者 弁護士、司法書士、東北財務局・県・市町村の消費生活相談員等

### 3 主催

宮城県多重債務問題対策会議

【構成団体】 東北財務局、東北経済産業局、法テラス宮城、仙台弁護士会、宮城県司法書士会  
日本貸金業協会宮城県支部、財団法人日本クレジットカウンセリング協会仙台支部、みやぎ青葉の会、仙台市、宮城県警察本部、宮城県

※ 後援:宮城県市長会、宮城県町村会(予定)

### 4 実施方法

#### (1)事前予約

- ① 相談は事前予約制とする。 ※ 各会場の定員は別表のとおり  
・予約受付期間: 7月7日(月)～11日(金) 午前8時30分～午後5時15分  
・予約受付電話:022-211-2523
- ② 予約受付電話は宮城県環境生活部生活・文化課に設置してある電話とする。
- ③ 予約受付者には事前に相談カードと債権者一覧表の様式を送付し、必要事項を記入の上、相談日に持参するよう説明する。併せて、契約書や利用明細書等の書類もあるだけ持参するよう伝える。

#### (2)相談会(当日)

- ① 始めに消費生活相談員等が相談者と面談して話の内容を整理し、その後、弁護士・司法書士による法律相談に同席する。(必要に応じて相談者をサポートする。)  
法律相談終了後、消費生活相談員等は、必要に応じて相談者の事後相談に対応する。  
※ 相談者1人当たりの相談時間は原則1時間30分とする。(うち法律相談は30分程度)
- ② 当日、飛び込みの相談者に対してもできる限り対応することとする。
- ③ 無料相談会を経て、具体の債務整理手続きに移行する場合、相談者が特定調停による債務整理が適当と判断されれば、弁護士・司法書士は積極的に特定調停の手続きを勧め、相談者の費

用負担軽減に努める。

- ④ 無料相談会には生活に困窮している多重債務者が多いと予想されることから、仮に、弁護士・司法書士が受任することになった場合には、弁護士費用・司法書士費用については、その実情に応じ極力低廉な価格に設定し、併せて分割返済を基本とする。

## 5 経費

- ① 当日参加する弁護士・司法書士の費用は、交通費を含めて弁護士会・司法書士会側の負担とする。
- ② 消費生活相談員等に係る費用は、所属する行政機関の負担とする。

(別表)

宮城県多重債務無料相談会日程

月 日	時 間	会 場	定員
7月14日(月)	9:30~16:30	県栗原合同庁舎	20名
7月15日(火)	9:30~16:30	県大崎合同庁舎	20名
7月16日(水)	9:30~16:30	県石巻合同庁舎	20名
7月17日(木)	9:30~16:30	県登米合同庁舎	10名
7月18日(金)	9:30~16:30	県大河原合同庁舎	20名
		県気仙沼合同庁舎	10名
7月19日(土)	9:30~16:30	県消費生活センター(婦人会館)	40名
計			140名